

## 本誌特別企画

宮沢洋一 自民党税制調査会会長インタビュー

# 平成29年度税制改正大綱は 今後数年かけて行う 「所得税改革の1年目」と 位置付ける



本誌はこのほど、平成29年度与党税制改正大綱の取りまとめ責任者である自民党税制調査会会長の宮沢洋一氏に単独インタビューを行った。

宮沢会長は配偶者控除を含む所得税改革について「今後数年かけて行う所得税改革の第1年目」と意義を強調し、格差是正等の観点から今秋の自民党税制調査会で人的控除の見直しを進める考えを示した。また、法人課税についてはサービス開発を追加するなど研究開発税制を拡充し、非製造業にも税額控除を使いやすくするという。宮沢会長に29年度税制改正大綱の主なポイントや今後の課題を聞いた（文責：編集部）。

## ◆ 成果のあった29年度税制改正

**Q** 自民党税制調査会の会長2年目に当たり、昨年12月8日に与党が決定した平成29年度与党税制改正大綱の取りまとめに当たられた率直な感想をお聞かせください。

**A** 一昨年は経済産業大臣を辞めた直後に「党税調会長をやれ」という話を受けまして、自民党税制調査会会長となったわけですが、平成28年度税制改正は消費税の軽減税率制度というかなり政治的に難しい課題や法人税率の引下げという大きな問題があり、かなりバタバタした印象がある税制改正でした。昨年は2年目の税調会長とあって、平成29年度税制改正大綱の作業自体は約3週間のスケジュールで、順調に進んだと思っています。

所得税の改正は大変難しいものでした。法人税の改正では、日本経団連や日本商工会議所、

商工会などの団体が主なステークホルダーとなって、いろいろと話をしながら改正内容を詰めていくことになっていきますが、所得税の改正では、全ての方がステークホルダーである一方、それぞれの方の利害得失はあっても、大きなかたまりとして意見が集約され、そこと相談すれば結論が出てくるというものではないわけです。マスコミも大変熱心に報道され、私ですら頭の整理をしていない、党の税調としても何も決めていない段階から、こういうことが決まったという報道が出てきました。もう少しきちんと取材をして書いてもらえればありがたいという話が多々あった税制改正であったとも思っています（笑）。

ただ、所得税については、改革の大きな方向性がまとめられましたし、アベノミクスを成功させるために重要な研究開発税制についても、新しい試みをさせていただきました。長年の懸

案だった酒類の税率の問題につきましても、一定の結論を得ることができ、成果があった税制改正だと思えます。

## ◆ 平成6年以来23年ぶりの所得税改革

**Q** それでは、所得税の改正のポイントをお聞かせください。

**A** 平成29年度改正で最も議論が行われたのは所得税の改革で、制度自体を大きく変えるのは、累進構造の緩和や課税最低限の引上げを盛り込んだ平成6年11月以来の23年ぶりの大きな改正と言ってよいでしょう。

平成29年度改正においては、喫緊の課題として配偶者控除の見直しを中心に議論いたしました。政府税調でも2年かけて議論されたようですが、夫婦控除については、全ての方を対象にすると今の財政状況では追いつかないような財源が必要になり、一定所得以下の夫婦を対象とすると、今の税制や税の徴収システムでは夫婦の合算所得を把握できていないという実務的な問題があり、夫婦控除を採りえないことは、かなり早い段階から我々の頭の中にもありました。

これまで所得の少ない家族に対しては、例えば中学生以下は児童手当の拡充で財政的に対応したわけですが、その他の所得の少ない家族についても配偶者も含め所得控除を適用し、配偶者控除については世界的にある程度配慮してきています。その中で配偶者控除をどのようにしていくのかという思いがありました。配偶者特別控除という制度があるため、配偶者控除は働く壁にはなっていません。一方、年間収入103万円を意識した配偶者手当は民間の会社の約7割で実施されており、103万円を超えると配偶者手当がゼロになってしまいます。それが副次的な意味で「就労調整の壁」になっているのは確かであり、今回はいろんな議論を重ねたうえ

で、年収150万円以下の方には配偶者控除を認めることにしました。ただし、配偶者特別控除は段階をつけて年収201万円までの方は、逡減していますけれども利用はできます。150万円まではパートで働いている方の約85%をカバーでき、201万円までは93%以上の方が対象となり、パートで働いている方の大部分が対象となってきます。一方、財源の問題があり、一定金額以上の所得を有する方の配偶者は対象外とさせていただきます。

## ◆ 非製造業に配慮した研究開発税制へ

**Q** 法人課税についての改正のポイントを教えてください。

**A** 法人の税制について、一番大きな議論が行われたのは期限切れを迎える研究開発税制です。総額型と増加型を合わせた「ハイブリッド型」の研究開発税制にして、ある意味で研究開発費を増やしていただいた企業にメリットが強く出る税制に変えさせていただきました。日本経済では、全体の3割を占める製造業に対し、7割を占める非製造業が使えるように対象を広げることとし、サービス産業を中心に新しく生産性を向上していただかねばならない産業へ配慮した形を取らせていただきました。

中小企業投資促進税制等について、サービス産業に使いやすい制度にすることも税制改正で決めさせていただきました。所得拡大促進については、特に中小企業に配慮していかねばなりません。大企業は、ある意味でベースアップ等がかなり行われるようになってきているので、中小企業の賃上げが大変重要で、賃上げ率2%以上の場合は10%の税額控除に加え、12%の税額控除を上乗せするという中小企業に配慮した形の税制を新たに導入させていただくことにしています。また、中小企業ということでは、事

業承継税制について少し使い勝手をよくする改正をさせていただきました。

また、経済産業省における中小企業の定義はいろいろとありますが、税法では資本金1億円以下という1本の線で区切っている結果、大きな企業が1億円以下に減資をして中小の特例をいろいろと使うという動きが起こっていることもあって、資本金1億円以下の企業であっても、過去3年間平均で15億円を超える課税所得が出ているような企業については租税特別措置による税制特例は使えないような手当もしました。ただし、本則の法人税法の特例は利用できることにしており、適用開始は2年後の平成31年4月以後とさせていただきました。

#### ◆ 国際的租税回避に対応した改正も

**Q** 国際課税についても外国子会社合算税制の見直しなど大きな改正があります。

**A** 去年はパナマ文書が出たりして、いわゆる国際的な租税逃れといったものが世界的に議論されてきました。また、一昨年秋には、OECDがBEPS(税源浸食と利益移転)に関する報告書をまとめました。国際課税については、国際的にどのようにして税を回避するかという人や企業に対して、各国政府が協力して対処することが喫緊の課題です。日本の企業は相対的に欧米の企業に比べれば、ルールを守るという意識が強いと言われており、日本が率先してBEPSに対応していくことが大変重要と考えています。

以上のような観点から平成29年度の税制改正大綱についても補論の参考として、今後の国際課税の方向性についての基本的考え方を書かせていただいた上で、いわゆるタックスヘイブン税制といわれた租税回避地に関する脱税対策、節税対策につきましても、世界的に今まで20%

という極めて形式的な基準であったものを実質基準で対応することにしました。ただし、実質基準となり、企業側はある意味で先を見通せなくなり、恣意的になってはいけませんので、企業にとってもある程度の予見可能性のある形の税制にさせていただきました。

#### ◆ 災害に関する税制上の措置を常設化

**Q** 冒頭に長年の懸案に答えを出したと言われた他の税目はいかがですか？

**A** 酒税につきましては、長年の懸案にやっと答えを出すことができたと思っています。ビールのほかに、発泡酒、第3のビールというジャンルが出てきて、同じテイストを追求しながら、税の負担によって価格が変わる点を見直します。少し時間はかかりますが、4年後、7年後、10年後という段階を経て、ビール系飲料の税率を最終的に統一していきます。また、日本酒の税率がワインよりも高い奇妙な状況がありますが、こちらは7年かけて統一をしていく方針を決めさせていただきました。日本酒はブームになっていますので、いいタイミングで税制改正ができたのではないかと考えています。

また、税理士会から随分要望がありました。過去においては阪神大震災や東日本大震災の時に特別立法等により、被災者の方へ追加的に税制上の手当をして参りました。しかし、事が起こった後の対応は若干時間がかかるわけで、ある程度予見されるものについては、平時に災害に関する税制上の措置を常設化させていただきました。

このほか、話題になった改正では、タワーマンションといわれる高層マンションについて、これまでは上層階から下層階まで広さが同じであれば、面積に応じ固定資産税の負担は同じでしたが、それを上層階の負担を大きくし、下層

階の負担を少なくするなど全体では税収中立ですが、ある意味で「負担の再配分」をさせていただきました。

## ◆ 2年半の延期でシステム対応に時間

**Q** 消費税の税率引上げは平成31年10月まで2年半延期となりました。

**A** 実は、一昨年暮れに消費税の軽減税率を導入することを決めたときに、1つは対象品目の線引きの問題を周知徹底できるかという点と、もう1つはシステムやレジの対応が間に合うのかという2点を心配しておりました。

1点目の対象品目の線引きの問題では、例えばイートインは標準税率となるわけですが、その辺りに脱法的なものが出てくる可能性があると思っています。そういうものを含め政府には、しっかりと関係業界に周知を進めるなど対応してもらう必要があると考えています。

2点目のシステム対応は、一番時間がかかりそうです。大手のスーパーは共通システムで改修しやすいシステムを利用しているようですが、中小のスーパー等では古いシステムを改修するのに手間がかかるという問題を心配していました。時間ができたことで、この問題はおそらく解決できるだろうと思います。しっかりと準備をしてもらうよう周知徹底をしていかねばならないと思います。当初は大企業においても当初1年に限り緩い制度を導入できるようにしていましたが、2年半の延期により大企業向けの緩い制度は不要とさせていただき、昨年秋の臨時国会で改正法を成立させていただきました。

## ◆ 今秋以降も続く所得税改革

**Q** 今後の税制改正で取り組むべき課題をお聞かせください。

**A** 与党の税制改正大綱では、今後についても書かせていただきました。いわゆる格差の是正という意味から、平成30年度改正以降になりますが、ゼロ税率や税額控除の検討をいたします。また、所得控除を維持するにしても、一定の所得以上の方は所得控除の対象から外れるという諸外国の制度を参考にしながら検討していくという方向を打ち出しており、今秋から始まる自民党税制調査会では、しっかりと議論をしていきたいと思っています。

今は様々な働き方があります。例えば請負的な契約で働いている方は事業所得とされますので、必要経費は計上されるものの、サラリーマンの方の給与所得控除に比べますと、控除額はかなり少ないといった問題の対応についても今年から議論していきたいと考えています。おそらく基礎控除といったものをどう考えていくのかということと、今申し上げた働き方に中立的な控除の在り方というのは、かなり重なる部分があり、これをどういう風に検討していくかについては、今年の秋以降にしっかりと考えていきたいと思っています。

### 《略 歴》

宮沢 洋一 (みやざわ よういち) 氏

昭49. 4 大蔵省入省

55. 7 岸和田税務署長

平 4. 6 内閣総理大臣首席秘書官

12. 6 衆議院議員総選挙当選 (以降3期連続当選)

20. 8 内閣府副大臣 (経済・財政政策、地方分権改革等担当)

22. 7 参議院議員選挙当選

24.12 自民党税制調査会幹事

26.10 経済産業大臣・内閣府特命担当大臣等

27.10 自民党税制調査会会長

28. 7 参議院議員選挙当選 (2期目)